

総務大臣配分資産に係る令和 2 年度分から令和 6 年度分までの
固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について
(令和 6 年 12 月 修正分)

資料 2 - 4

総務大臣配分資産に係る令和2年度分から令和6年度分までの
固定資産税の課税標準となるべき価格等の決定及び修正について
(令和6年12月修正分)

(単位：百万円)

年 度	決定(追加)		修正		計		税額見込額
	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	
R2	0	0	82	41	82	41	1
R3	0	0	78	40	78	40	1
R4	0	0	103	52	103	52	1
R5	0	0	92	46	92	46	1
R6	1,565	1,193	8,339	7,202	9,904	8,395	118
計	1,565	1,193	8,695	7,381	10,260	8,574	120

※ 修正の「決定価格」及び「課税標準額」は、当初申告と修正申告の差額である。

※ 表示単位未満四捨五入により計が一致しない場合がある。